

諮問 2

手数料実態調査票

(単位：円)

手数料の名称	固定資産課税台帳閲覧手数料（新設）		担当課	市民部税務課	
設定理由・根拠法令等	平成14年3月31日公布「地方税法の一部を改正する法律」により、縦覧制度の見直しがされ、納税者、借地人、借家人等に対して手数料を徴して当該資産の課税台帳の閲覧ができるよう法定化された。(地方税法第382条の2、3) 施行年月日：平成15年4月1日				
1. 交付等費用		内 訳	3. 交付又は取扱状況等		
(1)人件費	79,274	8,847千円 ÷ 1,860時間 × 100件 × 10分 / 60分	平成13年度件数	1件あたりの所要時間	現行料金
(2)需用費			-	10分	-
消耗品費					
印刷製本費					
修繕料					
(3)役務費			4. 積算根拠 平成13年度固定資産課税台帳縦覧件数 100件 人件費単価 = 平成13年度交付税算出根拠である市町村職員Aの単価 祝祭日 労働時間 = (52週 × 38.75時間) - (20日 × 7.75時間) = 1,860時間 電算機器年間総稼働時間 1,860時間 × 2台 = 3,720時間 課税台帳閲覧年間必要時間 10分 / 件 × 100件 = 1,000分 (16.6時間) 委託費のうち課税台帳閲覧に係る割合 16.6時間 ÷ 3,720時間 = 0.0045		
(4)借上料					
(5)委託料	19,897	4,421,550円 × 0.0045			
(6)備品購入費					
小計	99,171	A			
2. 減価償却費		0	6. 一件あたりの原価		
品名：			99,171円 ÷ 100件 = 992円		
購入年度 平成 年度		備品購入費金額 円	7. 手数料		
耐用年数 年					
合計	99,171	(A + B)	1件につき250円 (現行：土地台帳・家屋台帳閲覧手数料に準ずる。)		